	牛の食用部分	0.03ppm
	豚の食用部分	0.03ppm
	乳	0.005ppm

第1のAの6の(1)の表のメパニピリムの項を次のように改める。

メパニピリム	小豆類	0.5ppm
	レタス	3 ppm
	ねぎ	10ppm
	トマト	5 ppm
	ピーマン	5 ppm
	なす	5 ppm
	きゅうり	1 ppm
	かぼちゃ	2 ppm
	すいか	0.5ppm
	メロン類果実	0.1ppm
	みかん	0.1ppm
	なつみかんの果実全体	1 ppm
	レモン	2 ppm
	オレンジ	2 ppm
	グレープフルーツ	2 ppm
	ライム	2 ppm
	その他のかんきつ類果実	2 ppm
	りんご	2 ppm
	日本なし	1 ppm
	西洋なし	1 ppm
	びわ	0.05ppm
	もも	2 ppm
	いちご	10ppm
	ラズベリー	5 ppm
	ぶどう	15ppm
	かき	2 ppm
	マンゴー	1 ppm
	その他のスパイス	10ppm

第1のAの6の(1)の表に次のように加える。

ロメフロキサシン	その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の筋肉	0.005ppm
	その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の脂肪	0.005ppm
	その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の肝臓	0.03ppm
	その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の腎臓	0.005ppm
	その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm

第1のAの6の⑸中「カプタホール試験法」を「カプタホール試験法（農産物）」に、「5(5)」を「5(6)」に改め、同(11)中「(10)まで」を「(11)まで」に改め、同(11)を同(12)とし、同(10)を同(11)とし、同(9)を同(10)とし、同(8)中「5(12)」を「5(13)」に改め、同(8)を同(9)とし、同(7)を同(8)とし、同(6)を同(7)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6)　カプタホール試験法（畜水産物）

5(7)に準じて行う。

第1のAの7の(1)の表のアルドムレゲストの項、エトフェンプロックスの項、エトフェンホスの項、キノメチオナートの項、クロキンホルの項、チオベンカルブの項、ピペラジンの項、フルアジホップの項、フルメトリンの項、ペダプロフェンの項、メトクロプラミドの項及びメパニピリムの項を削る。

第1のAの7の⑸中「6(9)」を「6(10)」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１号

兵庫県宝塚市波豆字湯谷掛21番地、前住所兵庫県西宮市山口町上山口778番地７

債務者　中西　裕二

1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０号

北九州市門司区清滝１丁目２番35―302号

債務者　井上　佳奈

1　決定年月日時　平成29年２月８日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午後２時

5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３号

佐賀市鍋島町大字蛎久1377番地５　さつき苑内

債務者　稲員　壽人

1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　長戸　和光

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前10時

5　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号

兵庫県姫路市野里慶雲寺前町１番３―121号おおひハイツ、従前の住所兵庫県姫路市地内町１番地３

債務者　特選和牛の店こと岡本精肉店こと安積精肉店肉安こと安積精肉店こと　岡本　裕次

1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前11時10分

5　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８号

岩手県釜石市甲子町第９地割127番地３

債務者　古川　芳朗

1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　太田　秀栄

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午後１時45分

5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで

盛岡地方裁判所第２民事部